

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得基準額が変わります

国民健康保険財政は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い1人当たりの医療費は高額になる一方で、後期高齢者医療制度への移行などによる被保険者の減少などにより保険税の増収は見込めず、依然として厳しい財政状況にあります。今後も安定した国民健康保険制度を維持していくためには、健全な財政運営を図っていく必要があります。

今回の改正は地方税法施行令の改正に伴うもので、税負担の公平性の確保および低所得者層の税負担の軽減を図る観点から改正するものです。

課税限度額の引き上げ

	令和6年度 (現行)	令和7年度 (改正後)
医療分	65万円	66万円 (+1万円)
後期高齢者 支援金分	24万円	26万円 (+2万円)
介護分	17万円	17万円 (増減なし)
合計	106万円	109万円 (+3万円)

低所得世帯に対する軽減の拡充 (保険税の均等割額と平均割額について減額をするもので申請は不要です)

軽減割合	所得基準額
7割減	43万+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下
5割減	43万+30.5万円(29.5万円)×(被保険者数※)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下
2割減	43万+56万(54.5万円)×(被保険者数※)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下

※同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含む。

問合せ

税務町民課 ☎(81)11114

こんな時は必ず届出をしてください

次に該当する場合は、必ず14日以内に届出をしてください。

【国民健康保険に加入する場合】

- ・ 転入した時 (前住所地で国保に加入していた場合)
- ・ 退職などにより勤め先の健康保険を抜けた時
- ・ 出産した時 (社会保険に加入しない場合)
- ・ 生活保護を受けなくなった時 (社会保険に加入しない場合)

【国民健康保険をやめる場合】

- ・ 転出する時 (国保に加入している場合)
- ・ 勤め先の健康保険に加入した時
- ・ 国保加入者が死亡した時
- ・ 生活保護を受けるようになった時 (国保に加入している場合)

【その他】

- ・ 住所が変わった時
- ・ 世帯主が変わった時
- ・ 資格確認書を紛失あるいは汚れる、破れるなどにより使えなくなった時



※マイナ保険証をお持ちでない方に「資格確認書」をお持ちの方に「資格情報のお知らせ」を7月中に送付しています。